

三重県職員（職業訓練指導員）の募集について

三重県では、次のとおり職員を募集しています。

1 職種、採用予定数、職務内容及び受験資格等

職種	採用予定数	職務内容	受験資格		連絡先
			年齢	免許等	
職業訓練指導員 (情報系)	約1名	津高等技術学校において職業訓練指導等を行う。	昭和39年4月2日以降に生まれた人	職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく職業訓練指導員免許のうち情報処理科、電気科、電子科、コンピュータ制御科のいずれかの指導員免許を有する人（令和8年4月1日までに取得見込みの人を含む。）	三重県雇用経済部 雇用経済総務課 総務班 鈴木、山田 電話059-224-2312

※ 所属は、採用後の人事異動により変わることがあります。

※ 次の各号のいずれかに該当する人は、受験することができません。

- (1) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心身耗弱を原因とする人以外）
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (3) 三重県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※ なお、この試験は、日本の国籍を有しない人も受験することができます。

2 試験の日時及び会場

日 時	会 場 (集 合 場 所)
令和8年2月1日（日）午前9時から午後7時頃まで (受付開始は午前8時45分から) ※申込者多数の場合、人物試験を2月8日（日）に指定することがあります。その場合は、1月23日（金）までに連絡します。	三重県吉田山会館2階 第206会議室 (津市栄町1丁目891番地 三重県庁前)

試験当日の連絡先：三重県人事委員会事務局職員課任用班 電話059-224-2932

3 試験の内容及び合格者の決定方法

試験種目	配 点	基準点	内 容
教養試験	50	17.5	公務員として必要な一般的知識及び知能についての択一式による筆記試験を行います。
論文試験	10	2	総合的な知識力・理解度、論理的表現力、論理的思考力等の能力についての記述式による筆記試験を行います。
人物試験	60	※	人柄・性格等についての個別面接による試験を行います。
適性検査	配点なし（適否のみ判定）		職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

※ 5段階で評定し、上位4段階に評定されること。（評定結果に応じて配点されます。）

（1）教養試験の出題分野

知識分野・・・時事、社会科学、人文科学、自然科学

知能分野・・・文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈

（2）合格者の決定方法について

合格者は、全ての基準点を満たす受験者のうち、総合得点の高い人から順に決定します。（基準点については、概ねの基準であり、採用予定者数確保のため、変更する場合があります。）

（裏面に続く）

4 合格者の発表

合否の結果は、令和8年2月下旬頃（予定）に書面で本人あてに通知します。

5 採用

採用者は試験合格者の中から任命権者が行う面接等により決定します。

採用は原則として令和8年4月1日の予定です。なお、採用時までに免許の取得が必要です。

採用時に日本の国籍を有しない人で就労が制限されている在留資格の人は採用されません。

また、日本の国籍を有しない人の任用にあたっては「公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍が必要である」という公務員の基本原則に沿った任用が行われます。下表を参考にして下さい。

公権力の行使に該当する業務	公の意思の形成への参画に該当する職
法令等に基づく許認可を行う業務等。なお、詳細は雇用経済総務課にお問い合わせください。	部長級、次長級、課長級等の職のうち、県行政について企画、立案及び決定に参画する職

6 給与

職員として採用された場合には、「職員の給与に関する条例」の規定に基づく給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給されます。

7 受験の申込方法及び受付期間

区分	内 容
申込方法	<p>下記のリンク先よりお申込みください。 (令和8年1月15日（木）午後5時必着)</p> <p>URL : https://logoform.jp/f/i1kb4</p> <p>【必要書類等（各1部）】</p> <p>下記の書類を申込先に直接持参するか郵送（簡易書留）してください。</p> <p>(1) 卒業証明書又は卒業見込証明書（最終学校）</p> <p>(2) 面接カード（所定様式）</p> <p>※記入はパソコンまたは手書きのどちらでも構いません。 パソコンの場合は、文字サイズ10ポイントとし、行は追加しないでください。</p> <p>※試験区分は「職業訓練指導員（情報系）」と記載してください。</p> <p>※受験番号は当日割り当てますので空欄のままとしてください。</p> <p>(3) 宣誓事項確認書（所定様式）</p> <p>(4) 職業訓練指導員免許（写）※免許を有する人のみ</p> <p style="text-align: right;">二次元コード </p>
申込先及び所定様式	三重県雇用経済部 雇用経済総務課 総務班 担当 鈴木、山田 〒514-8570 三重県津市広明町13番地（三重県庁8階）
請求先	電話059-224-2312
受付期間及び時間	令和7年12月16日（火）から令和8年1月15日（木）まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

8 受験上の注意事項

- (1) 本試験の実施にあたっては、受験票の発行はしておりませんので留意願います。
- (2) 試験日には、BまたはHBの鉛筆数本、黒のボールペン、消しゴム等筆記用具、時計（計時機能だけのものに限る）及び昼食を持参して、直接試験会場にお越しください。
- (3) 試験会場には駐車場がないので、必ず公共交通機関を利用して下さい。
- (4) 携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等通信機能を有するものは、時計としても一切使用できません。
- (5) 携帯電話等は試験会場に入る前に電源を切って下さい。

（次頁に続く）

9 試験成績の提供

受験者のうち希望者には試験成績を提供します。

なお、電話、はがき等による請求はできませんので、受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証など）を持参のうえ、直接お越しください。

請求できる人	提 供 内 容	提 供 期 間	提 供 場 所
受験者本人	受験者本人の試験種目ごとの得点、総合得点及び総合順位等	合否通知発送日から起算して1年間 (ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。) 午前8時30分から午後5時まで	三重県総務部人事課 三重県津市広明町13番地 (三重県庁3階)

※基準に満たない試験種目がある場合は、総合順位の提供はありません。

面接カード

<ul style="list-style-type: none"> 記入はパソコンまたは手書きのどちらでも構いません。 パソコンの場合は、文字サイズ10ポイントとし、行は追加しないでください。 手書きの場合は、ボールペンまたはサインペンを用いて丁寧に記入してください。 受験番号欄は空欄としてください。(当日割り当て) 学歴、職歴欄に学校名、企業名は記入しないでください。 該当する□の中にはレ印をつけてください。 期間は和暦で記入してください。 					試験の種類 選考	試験区分	受験番号
					ふりがな		
					氏名	(歳)	
					学歴		
種類	<input type="checkbox"/> 中学 <input type="checkbox"/> 高校 <input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 大学院 <input type="checkbox"/> 専門学校等				職歴 (ある場合は最も新しいものを記入してください。)		
期間	年 月から		年 月まで		<input type="checkbox"/> ある (職種 : (期間 : 年 月から 年 月まで)		
学部 学科					<input type="checkbox"/> ない		
区分	<input type="checkbox"/> 卒業 <input type="checkbox"/> 卒業見込 <input type="checkbox"/> 中退 <input type="checkbox"/> その他						
採用されたら取組みたい具体的な業務							
性格 : あなたが自覚している性格について書いてください。							
学 生 生 活	専攻学部・学科を選んだ動機・理由						
	卒業論文のテーマ (ゼミナール又は実習のテーマ)						
趣味・特技など							
今後活かせると思うこれまでの体験 (職業経験、学生生活、アルバイト、ボランティア活動など)							
最近関心や興味をもった社会問題、時事ニュース							

※このカードは人物試験の際の質問の参考資料とするもので、この目的以外に使用することは一切ありません。

宣誓事項確認書

私は、次のいずれにも該当しておりません。

- 1 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とする者以外）
- 2 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 三重県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

令和 年 月 日

氏名（自筆）

※宣誓事項に不正があると採用される資格を失うことがあります。